

日バス協業第88号
令和2年3月31日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 三澤 憲一

自動車輸送統計調査の協力依頼について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、令和2年3月23日付で「自動車輸送統計調査の協力依頼について」国土交通省総合政策局合理的根拠政策立案推進本部長及び同省自動車局長より通達がありました。

本通達については、統計の品質向上及び報告者の負担軽減を図る観点から、調査内容の改善を行うため、自動車輸送統計調査規則等の改正を行い、令和2年4月1日から施行することとなったので、同調査の円滑な遂行に引き続き協力をお願いしたいというものです。

改正内容は、次の①～③となっております。

- ①営業用旅客自動車のうちバス調査について、乗合を一般乗合及び高速乗合の2区分に細分化する。
- ②営業用旅客自動車のうちバス調査について、「空車キロ」欄及び「単位あたり数量」欄を削除する。
- ③その他調査票様式について所要の改正を行う。

つきましては、この旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 稲田・松浦
電話：03-3216-4014
メール：inada@bus.or.jp
matsuura@bus.or.jp